別紙1

**記入例**

**指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項　記入様式**

押印

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　〇〇設備株式会社　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号、住所　〒828-8501　豊前市大字〇〇番地

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　代表取締役　山田　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

**指定給水装置工事事業者の業務内容**

|  |
| --- |
| 休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。） |
| **休業日：　日曜日、正月3が日、ＧＷに連休****営業日：　月～土曜日****修繕対応時間：　8時から17時、17時以降は要相談** |
| 漏水等修繕対応の可否（該当部に〇をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。） |
| 　屋内給水装置の修繕　　埋設部の修繕　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対応工事種別（新設・改造　等）：該当部に〇をつけて下さい。 |
| 　配水管からの分岐〜水道メーター（　　新設　　改造　　）　水道メーター　～宅内給水装置（　　新設　　改造　　） |
| その他 |
| 備考 |

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届出るようお願いします。

別紙2

**給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）**

　水道法施行規則第36条

　　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
| 山田 太郎 | 給水工事振興財団e-ラーニング | 平成29年7月20日 |
| 山田 次郎 | 自社内研修　〇〇に関する業務研修 | 平成27年7月20日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社研修については、研修内容を記載してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

別紙3

**過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

　水道法施行規則第36条

　　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　　2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

　　※該当がある場合はチェックマークを記入してください

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験を有しているか（〇×を記入） | 資格を有しているか（〇×を記入） | 保有している資格等※ |
| 山田 太郎 | 〇 | 〇 | 配管工 |
| 山田 次郎 | 〇 | 〇 | 講習会修了者 |
| 社員A | 〇 | × |  |

※以下に示す保有資格等（下線部）を記入してください。

　①水道事業者によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

　　（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

　②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士

　③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

　④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の取得に係る講習の課程修了者

　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてください。